

京 都 大 学 に お け る 公 正 な 研 究 活 動 の 推 進 等 に 関 す る 規 程 及 び
 国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 に お け る 競 争 的 研 究 費 等 の 適 正 管 理 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程 (平成26年達示第59号) (前 略) (総括者) 第3条 本学に、本学における公正な研究活動の推進等について総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する者として総括者を置き、<u>研究公正担当</u>の理事（以下「担当理事」という。）をもって充てる。 2・3 (略) (中 略) (受付窓口) 第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談（通報までに至らない段階の相談をいう。）（以下「通報等」という。）に対応するため、<u>コンプライアンス部</u>及び各部局に受付窓口を置く。 2・3 (略) (後 略) 国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程 (平成26年達示第38号) (前 略) (不正防止推進室) 第8条 本学の競争的研究費等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証する組織として、最高管理責任者の下に競争的研究費等の不正防止推進室（以下「不正防止推進室」という。）を置く。	(総括者) 第3条 本学に、本学における公正な研究活動の推進等について総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する者として総括者を置き、<u>リスク・コンプライアンス担当</u>の理事（以下「担当理事」という。）をもって充てる。 2・3 (同 左) (受付窓口) 第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談（通報までに至らない段階の相談をいう。）（以下「通報等」という。）に対応するため、<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>及び各部局に受付窓口を置く。 2・3 (同 左) 附 則（令和8年達示第84号） この規程は、令和8年10月1日から施行する。 (不正防止推進室) 第8条 (同 左)

改 正 前	改 正 後
2 不正防止推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。 (1) 統括管理責任者 (2) 副統括管理責任者 (3) プロボスト (4) 研究公正担当の理事 (5) 研究推進担当の理事 (6) 産官学連携担当の理事 (7) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員若干名 (8) 最高管理責任者が必要と認める学外の有識者 若干名 (中 略) (通報窓口) 第13条 前条に定めるもののほか、<u>研究公正担当</u>の理事は、本学における競争的研究費等の不正使用に関する学内外からの通報に対応するため、<u>コンプライアンス部</u>に通報窓口を置く。 2 (略) 3 通報が匿名による場合又は通報者が匿名による取扱いを希望する場合は、京都大学における公益通報者の保護等に関する規程(平成<u>18</u>年達示第88号)による公益通報として取り扱う。 4 <u>コンプライアンス部</u>は、通報を受けた場合は、速やかに<u>研究公正</u>の理事に報告するとともに、関係部局又は関係部局の部局管理責任者に通知するものとする。 (中 略) (競争的研究費等の不正使用に係る調査) 第15条 <u>研究公正</u>担当の理事及び部局管理責任者は、第13条第4項の報告又は通知があった場合は、当該報告又は通知に係る競争的研究費等の不正使用に関し必要な調査を行うものとする。 (中 略) (調査結果の公表) 第20条 <u>研究公正</u>担当の理事は、第15条第1項の調査を行った結果、競争的研究費等の不正使用	2 不正防止推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。 (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) <u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事 (5) } (6) } (7) } (同 左) (8) } (通報窓口) 第13条 前条に定めるもののほか、<u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事は、本学における競争的研究費等の不正使用に関する学内外からの通報に対応するため、<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>に通報窓口を置く。 2 (同 左) 3 通報が匿名による場合又は通報者が匿名による取扱いを希望する場合は、京都大学における公益通報者の保護等に関する規程(平成<u>17</u>年達示第88号)による公益通報として取り扱う。 4 <u>リスクマネジメント支援オフィス</u>は、通報を受けた場合は、速やかに<u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事に報告するとともに、関係部局又は関係部局の部局管理責任者に通知するものとする。 (競争的研究費等の不正使用に係る調査) 第15条 <u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事及び部局管理責任者は、第13条第4項の報告又は通知があった場合は、当該報告又は通知に係る競争的研究費等の不正使用に関し必要な調査を行うものとする。 (調査結果の公表) 第20条 <u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事は、第15条第1項の調査を行った結果、競争

改 正 前	改 正 後
が行われたことが認められたときは、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、不正使用に対して行った措置の内容、調査を行った者の氏名・所属及び調査の方法・手順を公表するものとする。ただし、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。 (中 略) (雑則) 第 2 5 条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が定める。 2 (略) 3 <u>研究公正</u>担当の理事は、第 1 3 条第 4 項の規定により報告を受けたときは必要な事項を最高管理責任者に報告するものとする。	的研究費等の不正使用が行われたことが認められたときは、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、不正使用に対して行った措置の内容、調査を行った者の氏名・所属及び調査の方法・手順を公表するものとする。ただし、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。 (雑則) 第 2 5 条 (同 左) 2 (同 左) 3 <u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事は、第 1 3 条第 4 項の規定により報告を受けたときは必要な事項を最高管理責任者に報告するものとする。 附 則 (令和 8 年達示第 8 4 号) この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。